

新潟市私立幼稚園すこやか補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園及び認定こども園における幼児教育を充実させ、幼児のすこやかな成長を支援することを目的として、幼稚園及び認定こども園が実施する事業に係る経費に対し、補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（ただし、同法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校を除く。）
 - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - (3) 教諭等 毎年5月1日現在在職し、常勤教諭として幼稚園の就業規則に規定されている就業時間を勤務する者及びこれに準ずる者
 - (4) 個別支援が必要な幼児 本市に住所を有し、心身に障がいをもつ幼児
 - (5) 特別支援教育 個別支援が必要な幼児に対する教育
 - (6) 健康管理費 幼稚園及び認定こども園が実施する健康診断等の経費
- 2 前項第4号に規定する障がいの程度は、新潟県が実施する特別支援教育に係る補助事業における障がいの程度に準ずるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、幼稚園及び認定こども園の設置者とする。

ただし、申請時点で市税を滞納している者は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるもののほか、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 幼稚園及び認定こども園における特別支援教育に係る経費
 - ア 特別支援教育に携わる教諭の人件費
 - イ 個別支援が必要な幼児受け入れのための設備改善に要した経費
 - ウ 個別支援が必要な幼児受け入れのために要する備品等の費用ただし、アについては子ども・子育て支援法第11条にて定める子どものための教育・保育給付及びその他の補助金が対象とする経費を除く。
- (2) 幼稚園及び認定こども園における健康管理費
 - ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条第1項に規定

する検査に要した費用

イ フッ化物洗口事業の実施に伴う薬剤の購入に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業年度終了後5年間保存しておくこと。

(交付申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、事業実施計画内訳書のほか、市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、変更交付申請書及び実績報告書(様式第2号)に、事業実績内訳書のほか、市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、平成23年度以降に交付決定する補助金から適用し、平成22年度までに交付決定する補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年度に交付を決定する補助金から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

（１）幼稚園及び認定こども園における特別支援教育に係る経費

補助対象経費	補助対象者	額及び限度額
第 4 条第 1 項に定める経費	幼稚園、認定こども園	補助対象経費と、個別支援が必要な人数に 196,000 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額

（２）幼稚園及び認定こども園における健康管理費

補助対象経費	補助対象者	額及び限度額
内科健診・歯科健診に係る費用	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園	【内科健診・歯科健診を実施する場合】 補助対象経費と、対象園児数に 500 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
耳鼻科健診・眼科健診に係る費用 (別に定める健診計画に基づき実施した健診を対象とする)		【耳鼻科健診・眼科健診のみ実施する場合】 補助対象経費と、健診を実施した医師の延べ人数に 19,000 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
		補助対象経費と、健診を実施した医師の延べ人数に 19,000 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
歯科健診器具、耳鼻科健診器具に係る費用(舌圧子を除く)	幼稚園	補助対象経費の実費相当額
尿検査に係る費用	幼稚園	補助対象経費の実費相当額
フッ化物洗口剤の購入に係る費用	幼稚園、認定こども園	補助対象経費と、購入数に事業実施年度に市が実施する同内容の事業における契約単価を乗じて得た額のいずれか低い方の額

（１）と（２）を合計した額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

所 在 地

法 人 名

代表者名

園 名

年度 新潟市私立幼稚園すこやか補助金交付申請書

新潟市私立幼稚園すこやか補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市私立幼稚園すこやか補助事業
- 2 補助事業の目的及び内容、交付申請額の算定方法 同補助金交付要綱に記載のとおり
- 3 交付申請額 円
- 4 補助事業の着手（予定）年月日 年 月 日
- 5 補助事業の完了（予定）年月日 年 月 日
- 6 情報の公表内容及び方法 補助金の交付を受けている旨、ホームページ等により公表
- 7 添付書類
 - (1) 事業実施計画内訳書
 - (2)

申請者
所在地
法人名
代表者名
園名

年 月 日付 新 第 号で新潟市私立幼稚園すこやか補助金の交付
決定のあった事業が完了したので、次のとおり報告します。

1	補助事業の名称	新潟市私立幼稚園すこやか補助事業
2	実績報告額	円
3	交付済額	円
4	精算額	円
5	補助事業完了年月日	年 月 日
6	情報の公表の状況	補助金の交付を受けている旨、ホームページ等により公表
7	添付書類	
	(1) 事業実績内訳書	
	(2)	
8	補助金を口座振替する金融機関名	

金融機関名	銀行	支店											
	預金目	普通・当座	口座番号										
口座義名	住所												
	力ナ												
	漢字												